

年次報告にあたって

私たち一人ひとりが性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、「一人ひとりが幸福を実感できる社会」の基礎となるものです。

平成11年に男女共同参画社会基本法が公布・施行された後、三重県では、平成12年に「三重県男女共同参画推進条例」を制定し、平成14年には、具体的な施策の方向性を明らかにする「三重県男女共同参画基本計画」を策定し取組を進めてきました。

その後、法制度や社会情勢が大きく変化する中で、この変化に対応するため、平成19年3月に基本計画の改訂を行いました。また、平成23年3月には、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その指針となる「第2次三重県男女共同参画基本計画」を策定したところです。

このたび、作成した年次報告は、基本計画に基づく平成22年度の男女共同参画施策の実施状況について、広く県民の皆さんに公表するものです。この中には、三重県男女共同参画審議会が外部的な視点で実施した施策の評価、80項目の提言に対する県の各部局の取組状況について掲載しています。

また、平成23年3月末に第三次実施計画が終了したことから、その達成状況と今後の取組方針についてとりまとめ、あわせて掲載しています。

本報告によって、県民の皆さんをはじめ各種団体や事業者の皆さん、市町等が、三重県における男女共同参画の現状や県の施策に関する理解と関心を深めていただくとともに、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に推進されることを期待します。

平成23年9月

三重県知事 鈴木 英敬